

様式第3（第4条関係）（平13経産令49・全改、平17経産令79・一部改正）

（表 面）

中小企業診断士登録証		
氏 名		
年 月 日生		
登 録 番 号		
有 効 期 間	裏面に記載	
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項の登録をしたことを証明します。		
年 月 日		
経済産業大臣		印

（裏 面）

（備考）		
1 登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条）		
2 氏若しくは名、住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。（同規則第13条第1項）		
3 この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。		
4 有効期間の経過等により登録を消除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。		
初回登録日	年	月 日
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。